



# 島根県報

平成30年3月30日（金）

第2,992号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定代理納付者の指定	（税 務 課）	3
島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱の一部改正	（環 境 政 策 課）	3
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（       "       ）	4
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	4
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（       "       ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（       "       ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	5
生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出	（       "       ）	5
調理師試験の実施に関する事務の委任	（健 康 推 進 課）	5
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	6
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（       "       ）	6
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障 が い 福 祉 課）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新	（       "       ）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（       "       ）	8
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	9
保安林の指定の解除	（       "       ）	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（5件）	（中 小 企 業 課）	10
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（       "       ）	15
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正	（雇 用 政 策 課）	16
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	16
水防警報を行う河川の指定の一部改正	（河 川 課）	17
洪水特別警戒水位の設定の一部改正	（       "       ）	17
都市計画変更の図書の縦覧（4件）	（都 市 計 画 課）	17
都市計画事業変更の認可（4件）	（下 水 道 推 進 課）	19

### 【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部改正	（人 事 課）	21
-------------------	---------	----

### 【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	21
---------------	-------------	----

**【特定調達公告】**

テクノアークしまねの電力調達に係る一般競争入札の落札者等 (産 業 振 興 課) 23

**【公企規程】**

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (企 業 局 施 設 課) 23

**【病院局規程】**

島根県病院局職員就業規程の一部改正 25

**告 示****島根県告示第192号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

## 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

自動車税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

## 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

## 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

**島根県告示第193号**

島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱（平成21年島根県告示第739号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

**第17条** この要綱の規定は、松江市の区域については、適用しない。

**附 則**

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

**島根県告示第194号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
一般社団法人安来市医師会立 安来市医師会診療所	安来市伯太町安田1700番地	平成30年 3 月 1 日

江津市国民健康保険川越診療所	江津市桜江町川越678	平成30年3月1日
訪問看護ステーション ラシック	大田市久手町刺鹿1376番地2	平成30年2月13日
日本調剤 島大薬局	出雲市塩冶町89-1	平成30年3月1日
有限会社 大東駅前薬局	雲南市大東町飯田102-5	平成30年3月19日

## 島根県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
ニチイケアセンター松江 訪問看護ステーション	松江市御手船場町553-6 江駅前エストビル2F	松江市浜乃木六丁目8番8号	平成27年7月1日

## 島根県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
應儀医院川戸出張所	江津市桜江町川戸9-8番地	平成27年10月1日

## 島根県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	休止年月日
渡辺眼科医院	出雲市大津町1101-2	平成30年3月1日

## 島根県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		変更年月日
名 称	主たる事務		名 称	所 在 地	

	所の所在地		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町 531番地 1	通所介護	万田の郷通所 介護事業所	社会福祉法人 ほのぼの会 平田ほのぼの 通所介護事業 所	出雲市万田町 692番地 2	出雲市平田町 7169番地	平成29年 4 月 17日
社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町 531番地 1	介護予防通所 介護	万田の郷通所 介護事業所	社会福祉法人 ほのぼの会 平田ほのぼの 通所介護事業 所	出雲市万田町 692番地 2	出雲市平田町 7169番地	平成29年 4 月 17日

## 島根県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
一般社団法人 安 来市医師会	安来市今津町563番地 1	介護療養型医 療施設	安来市医師会病院	安来市伯太町安田 1700番地	平成30年 3 月 1 日
社会福祉法人 博 愛	隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1	介護予防通所 介護	中村デイサービス センター	隠岐郡隠岐の島町中 村1557-1	平成29年12月31日

## 島根県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
和田医院	飯石郡飯南町赤名13	平成30年 3 月 31日
和田医院頼原分院	飯石郡飯南町佐見45	平成29年10月20日

## 島根県告示第201号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により、調理師試験の実施に関する事務を次の指定試験機関に行わせることとしたので、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

2 主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目 8 番 5 号 J A C C ビル

3 行わせることとした試験事務の範囲

試験事務の全部

4 試験事務を行わせることとした年月日

平成30年 4 月 1 日

### 島根県告示第202号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第 2 号及び第115条の10第 2 号の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 ひまわり福祉会	訪問入浴介護	ひまわり園訪問入浴サービス事業	出雲市神西沖町2479番地 6	平成29年12月31日
社会福祉法人 博愛	介護予防通所介護	中村デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町中村1557番地 1	平成29年12月31日
社会福祉法人 島根ライトハウス	訪問介護	かなび園 訪問介護事業所	出雲市斐川町上直江1829-1	平成30年 3 月 31 日
社会福祉法人 愛宕会	訪問介護	清松園訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町郡588番地 1	平成30年 3 月 31 日
社会福祉法人 壽光会	訪問介護	ヘルパーステーション 湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地 1	平成30年 3 月 31 日
株式会社 ライフサポート	通所介護	デイサービスセンター きれんげ	大田市鳥井町鳥井1204	平成30年 3 月 31 日
社会福祉法人 つわの福祉会	通所介護	つわの指定通所介護事業所	鹿足郡津和野町後田口126番地	平成30年 3 月 31 日
社会福祉法人 多岐の郷	介護予防訪問介護	たき訪問介護事業所	出雲市多岐町小田50番地 3	平成30年 3 月 31 日

### 島根県告示第203号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第 2 号の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 エー・サポート	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 ゆかり園	雲南市三刀屋町下熊谷1675-2	平成29年12月31日

社会福祉法人 ことぶき福祉会	居宅介護支援	笑庵ことぶき居宅介護事業所	出雲市古志町344	平成30年 3 月 31 日
NPO法人 えんJOY	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 えんJOY	大田市大田町大田口760-1	平成30年 3 月 31 日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね指定居宅介護支援事業所にじヶ丘	益田市乙吉町イ758番地4	平成30年 3 月 31 日
つわぶき有限公司	居宅介護支援	つわぶき居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町中座口66番地	平成30年 3 月 31 日

## 島根県告示第204号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社演舞企画	なないろ江津駅前	江津市江津町909-1	平成30年 4 月 1 日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人シオンの園	まつえシオンこどものいえ	松江市雑賀町396	平成30年 4 月 1 日
社会福祉法人つわぶき	放課後等デイサービス事業所 つわぶき	松江市古志原六丁目10-36	平成30年 4 月 1 日
社会福祉法人松江福祉公社	放課後等デイサービス ぽっぽ	松江市八雲台一丁目2653-2	平成30年 4 月 1 日
株式会社Fromハート	ゆうはーと	浜田市相生町1399-9	平成30年 4 月 1 日
合同会社演舞企画	なないろ江津駅前	江津市江津町909-1	平成30年 4 月 1 日

## 島根県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
漢方女性クリニック・mio	松江市東朝日町498 松江センタービル2F	精神通院医療	平成30年 4 月 1 日
都医院	浜田市治和町イ110-2	精神通院医療	平成30年 4 月 1 日
金城沖田医院	浜田市金城町七条ハ393番地	精神通院医療	平成30年 4 月 1 日
日本調剤出雲薬局	出雲市灘分町586番地	育成医療 更生医療	平成30年 4 月 1 日

		精神通院医療	
やまびこ薬局	大田市大田町大田イ47-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
大谷仁成堂薬局松ヶ丘店	益田市高津四丁目24-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
大谷仁成堂薬局高津店	益田市高津八丁目5-3	育成医療 更生医療	平成30年4月1日
訪問看護ステーション暖心	松江市山代町934-5	精神通院医療	平成30年4月1日

## 島根県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
有限会社 大東駅前薬局	雲南市大東町飯田102-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年3月19日
さくら薬局	雲南市大東町飯田117-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年3月22日
くれこどもクリニック	松江市上乃木四丁目10-27	精神通院医療	平成30年4月1日
くれよん薬局	松江市上乃木四丁目10-31	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
ウェルネス調剤薬局春日2号店	松江市春日町180-11	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
フリーダム古志薬局津田店	松江市西津田三丁目6-9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
フリーダム古志薬局大庭店	松江市大庭町1805-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
フリーダム古志薬局湖北店	松江市岡本町1099-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
フリーダム古志薬局古志原店	松江市古志原三丁目5-41	育成医療	平成30年4月1日

		更生医療 精神通院医療	
フリーダム古志薬局桧山店	松江市西津田五丁目22-33	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 4 月 1 日
フリーダムプラス薬局	安来市広瀬町広瀬1950-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 4 月 1 日
たまがわ薬局	江津市桜江町市山279-15	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 4 月 1 日
ナースステーション心の里はるに れ	浜田市三隅町西河内488番1地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 4 月 1 日

#### 島根県告示第207号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町大呂1996-52、1996-55、1996-56、1996-61、1996-97
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 島根県告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町門田848-18
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**島根県告示第209号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

宍道ショッピングセンター 島根県松江市宍道町佐々布208-35外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

株式会社ベル 代表取締役 長富 英光 島根県松江市宍道町佐々布208-35

**(3) 変更した事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

株式会社ワッツオースリー中四国 代表取締役 坂本 美津浩 岡山県岡山市北区津高395-3

(変更後) 株式会社ベル 代表取締役 長富 英光 島根県松江市宍道町佐々布208-35

株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 林田 邦博 大阪府大阪市中央区城見1-40-70 4F

**(4) 変更の年月日**

平成29年12月7日：株式会社ベル

平成28年9月1日：株式会社ワッツ西日本販売

**2 届出年月日**

平成30年 3 月 22 日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

**4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等****(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

**(2) 意見書に記載すべき事項**

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

**(3) その他**

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第210号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル松江店 島根県松江市山代町1005番地外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

号

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

号

### (4) 変更の年月日

平成29年6月19日

## 2 届出年月日

平成30年3月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第211号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

---

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年3月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル出雲斐川店 島根県出雲市斐川町直江5135-1 外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

### (4) 変更の年月日

平成29年6月19日

## 2 届出年月日

平成30年3月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

---

平成30年3月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル出雲白枝店 島根県出雲市白枝町字壺丁田419番1ほか29筆

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

## (4) 変更の年月日

平成29年6月19日

## 2 届出年月日

平成30年3月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第213号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成30年3月30日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横田蔵市 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

協同組合横田ショッピングセンター 代表理事 安郷 弘泰 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

有限会社サンコープ雲南 代表取締役 加藤 弘志 島根県雲南市木次町里方1088番地 6

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 協同組合横田ショッピングセンター 代表理事 森田 俊寛 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地  
有限会社サンコープ雲南 代表取締役 高橋 潔 島根県雲南市木次町里方1088番地 6(変更後) 協同組合横田ショッピングセンター 代表理事 安郷 弘泰 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地  
有限会社サンコープ雲南 代表取締役 加藤 弘志 島根県雲南市木次町里方1088番地 6

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(有) アーム	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛	
(株) 長谷川商店	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	植田 宏	
安郷畜産	島根県仁多郡奥出雲町大馬木1851-3	安郷 弘泰	
(有) 横田商業開発	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛	
時計メガネ宝石の諏訪	島根県仁多郡奥出雲町下横田1098-2	諏訪 幸次	
(有) 小林薬局	島根県仁多郡奥出雲町横田946-2	小林 和子	
リカーショップ蔵市	島根県仁多郡奥出雲町大馬木959-1	安部 フジエ	平成22年2月23日退店
ユーユー横田蔵市店	島根県仁多郡奥出雲町三成207	川西 由企夫	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(有) サンコープ雲南	島根県雲南市木次町里方1088番地 6	高橋 潔	
(有) コスモ21	島根県仁多郡奥出雲町下横田136-2	藤原 一利	

## (変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(有) アーム	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛	
(株) 奥出雲水産	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	植田 宏	平成25年1月1日名称 変更
(株) 吉田屋	島根県仁多郡奥出雲町大馬木1851-3	安郷 弘泰	平成27年5月28日名称 変更
(有) 横田商業開発	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	安郷 弘泰	平成29年5月26日代表 者変更
時計メガネ宝石の諏訪	島根県仁多郡奥出雲町横田1098-2	諏訪 好映	住所錯誤、平成22年6 月28日代表者変更
(有) 小林薬局	島根県仁多郡奥出雲町横田946-2	小林 和子	
ユーユー横田蔵市店	島根県仁多郡奥出雲町三成207	川西 由企夫	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(有) コスモ21	島根県仁多郡奥出雲町下横田136-2	藤原 一利	

(有) サンコーブ雲南	島根県雲南市木次町里方1088番地 6	加藤 弘志	平成29年 5 月 26 日代表 者変更
(有) クオリティライフ	島根県仁多郡奥出雲町下横田136- 2	石原 直樹	平成30年 2 月 1 日入店

## (4) 変更の年月日

(3)ア：平成29年 5 月 26 日

(3)イ：上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成30年 3 月 19 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町地域振興課（仁多郡奥出雲町三成358- 1）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横田蔵市 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

協同組合横田ショッピングセンター 代表理事 安郷 弘泰 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

有限会社サンコーブ雲南 代表取締役 加藤 弘志 島根県雲南市木次町里方1088番地 6

## (3) 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 46 台 (店舗東側)

(変更後) 25 台 (店舗北東側)

## (4) 変更の年月日

平成30年 9 月 12 日

## 2 届出年月日

平成30年 3 月 19 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町地域振興課（仁多郡奥出雲町三成358-1）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第215号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成29年島根県告示第406号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3号の表中「防水施工」の次に「樹脂接着剤注入施工」を加える。

## 島根県告示第216号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成28年度～29年度	17枚	1冊	松崎島①	平成30年3月20日
松江市	平成27年度～29年度	18枚	1冊	東津田⑩	平成30年3月20日
浜田市	平成27年度～29年度	11枚	1冊	長浜町3	平成30年3月20日
浜田市	平成27年度～29年度	10枚	1冊	黒川町2	平成30年3月20日
飯南町	平成22年度～29年度	40枚	1冊	頓原14	平成30年3月20日
飯南町	平成23年度～29年度	55枚	1冊	志津見3・6	平成30年3月20日
邑南町	平成27年度～29年度	21枚	1冊	矢上③	平成30年3月20日
邑南町	平成27年度～29年度	37枚	1冊	久喜1	平成30年3月20日

邑南町	平成15年度～29年度	30枚	3冊	和田 1 - 1	平成30年 3 月 20 日
邑南町	平成27年度～29年度	18枚	1冊	下田所 2	平成30年 3 月 20 日
吉賀町	平成26年度～29年度	35枚	1冊	白谷 6 下須 3	平成30年 3 月 20 日
吉賀町	平成26年度～29年度	30枚	1冊	田野原 2	平成30年 3 月 20 日

### 島根県告示第217号

水防警報を行う河川の指定（平成17年島根県告示第551号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 2 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中 「1.70」 を 「2.10」 に改める。

### 島根県告示第218号

洪水特別警戒水位の設定（平成28年島根県告示第385号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 2 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中 「2.10」 を 「2.70」 に改める。

### 島根県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大田市朝山町、波根町及びび久手町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

**島根県告示第220号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
川本都市計画区域の全域
  - 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

**島根県告示第221号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
津和野都市計画道路
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
鹿足郡津和野町後田
  - 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

**島根県告示第222号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
西郷都市計画区域の全域
  - 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 
-

**島根県告示第223号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 施行者の名称

松江市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和48年3月16日から平成33年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和51年島根県告示第749号、昭和52年島根県告示第609号、昭和52年島根県告示第793号、昭和54年島根県告示第115号、昭和55年島根県告示第552号、昭和56年島根県告示第231号、昭和56年島根県告示第882号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和61年島根県告示第929号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成元年島根県告示第830号、平成3年島根県告示第1019号、平成4年島根県告示第483号、平成4年島根県告示第771号、平成7年島根県告示第869号、平成11年島根県告示第155号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成12年島根県告示第691号、平成14年島根県告示第260号、平成15年島根県告示第368号、平成15年島根県告示第426号、平成15年島根県告示第471号、平成19年島根県告示第39号、平成21年島根県告示第150号、平成23年島根県告示第564号及び平成25年島根県告示第255号の事業地に松江市東出雲町上意東を加え、あわせて松江市八幡町、馬潟町、山代町、東津田町、大庭町、佐草町、西忌部町、浜佐田町、国屋町、比津町、黒田町、法吉町、西持田町、東持田町、西川津町、下東川津町、上東川津町、坂本町、福原町、西尾町、玉湯町布志名、玉湯町湯町、玉湯町玉造、玉湯町林、東出雲町下意東地内及び東出雲町揖屋地内において事業地を変更する。

**島根県告示第224号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 施行者の名称

松江市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和48年3月16日から平成33年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和60年島根県告示第596号、昭和62年島根県告示第699号、平成3年島根県告示第194号、平成8年島根県告示第299号、平成9年島根県告示第227号、平成12年島根県告示第808号、平成15年島根県告示第296号、平成19年島根県告示第40号及び平成24年島根県告示第141号の事業地に松江市宍道町上来待を加え、あわせて松江市宍道町佐々布、白石、西来待及び東来待地内において事業地を変更する。

**島根県告示第225号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

大田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道事業

大田市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成16年5月11日から平成32年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

**島根県告示第226号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

隠岐の島町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

## 3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成36年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成16年島根県告示第1,155号、平成20年島根県告示第848号、平成25年島根県告示第99号及び平成29年島根県告示第136号の事業地に隠岐の島町港町塩口を加える。

(2) 使用の部分

平成16年島根県告示第1,155号、平成23年島根県告示第246号、平成25年島根県告示第99号及び平成27年島根県告示第219号の事業地に隠岐の島町東町登貝、へキ、風早、半崎、東郷神米、神米鼻、宮尾、転難、砂尾、小田、湯ノ津、滝ノ腰、小浦地、宮田、亀尻、吉津、忌田、甲ノ瀬、川尻、浦松、赤池、中谷、惣倉、向灘、大風呂、珍梨、角田、原、東、有木野中、殿屋敷、前田、芹沢、橋、寺原、岩市、後谷、堂田、笠木、里屋前、池田池畔、野中、向田、八郎淵、尾添、横手、風呂前、前田、船ヶ谷及び原田橋本、二本松、長井田、柴添、長佐、岩崎、高野、井手口、浦栗、斉宮並びに小原田を加え、隠岐の島町下西田井、東町宇屋ノ下、池田高城及び有木南並びに尼寺原地内において事業地を変更する。

## 訓 令

### 島根県訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表の1の表5の項中「長靴にあつては資源環境科」の次に「、きのこ・特用林産科」を加え、同表18の項を次のように改める。

18	農林大学校に勤務し、教務に従事する職員（長靴にあつては、農業科肉用牛専攻の職員に限る。）	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	2着	4年
		作業帽	1個	3年
		長靴	1足	3年

別表の1の表25の項中「生産技術科」の次に「、金属技術科」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
8月1日から10月31日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
5月17日から9月3日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
安来市	5月8日	10時から15時まで	安来市役所
	5月9日	10時から15時30分まで	
	5月10日	10時から14時まで	
	5月11日	10時から15時30分まで	
	5月14日	10時から12時まで	
	5月15日及び5月16日	10時から15時30分まで	
奥出雲町	5月28日及び5月29日	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月30日	11時から15時まで	
	5月31日	11時から15時30分まで	
浜田市	6月4日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	6月5日	9時30分から16時まで	
	6月6日	9時30分から12時まで	
	6月12日	9時30分から16時まで	
	6月13日	9時30分から12時まで	
	7月2日	13時から15時まで	
	7月3日	10時から16時まで	
	7月4日	10時から15時まで	
	7月5日	10時から12時まで	
	7月10日	10時から15時30分まで	
	7月11日及び7月12日	10時から16時まで	
	7月13日	10時から12時まで	
飯南町	6月27日及び6月28日	10時30分から15時まで	飯南町役場
邑南町	7月24日	9時30分から16時30分まで	邑南町役場
	7月25日	9時30分から16時まで	
	7月26日	10時から15時30分まで	

	7月27日	9時30分から12時まで	
--	-------	--------------	--

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量  
テクノアークしまねの電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 古池 信夫 広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額  
151,651,026円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成30年1月5日

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第24条・第25条）」を「及び使用前自己確認（第24条—第26条）」に改める。

「第9章 法定事業者検査」を「第9章 法定事業者検査及び使用前自己確認」に改める。

第24条の見出し中「法定事業者検査」の次に「及び使用前自己確認」を加え、同条第1項中「法定事業者検査」の次に「又は使用前自己確認」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 使用前自己確認に関することは、主任技術者の監督のもとに実施し、その工事が技術基準に適合することを確認するものとする。

第25条の次に次の1条を加える。

（使用前自己確認の結果の記録）

第26条 使用前自己確認に関する記録は、法令に基づき次に掲げる事項について記録しておくものとする。

- (1) 確認年月日
- (2) 確認の対象
- (3) 確認の方法
- (4) 確認の結果
- (5) 確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- (6) 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 電気工作物の種類に応じて通商産業省令で定める添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後5年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

別表第3中

電気工作物 (風力発電設備)	1月	風車、タワー	工作物周辺状況	1年	発電装置	絶縁抵抗測定	1年		
			調査			その他各種測定	適時		
		発電装置	外観検査	1年	変圧器	絶縁抵抗測定	6年		
			普通点検	1年		その他各種測定	適時		
		変圧器	精密点検	適時	遮断器	絶縁抵抗測定	2年		
			普通点検	3年		その他各種測定	適時		
		遮断器	精密点検	適時	制御装置・保護装置	絶縁抵抗測定	2年		
			普通点検	2年		その他各種測定	適時		
		制御装置・保護装置	精密点検	適時	制御装置・保護装置	継電器試験	3年		
			普通点検	2年		その他各種測定	適時		
				精密点検				試験	

を

電気工作物 (風力発電設備)	1月	風車、タワー	工作物周辺状況	1年	風車、タワー	導通試験	2年		
			調査			その他各種測定	適時		
		発電装置	外観検査	適時	発電装置	絶縁抵抗測定	1年		
			普通点検	1年		その他各種測定	適時		
		変圧器	精密点検	適時	変圧器	絶縁抵抗測定	6年		
			普通点検	3年		その他各種測定	適時		
		遮断器	精密点検	適時	遮断器	絶縁抵抗測定	2年		
			普通点検	2年		その他各種測定	適時		
		制御装置・保護装置	精密点検	適時	制御装置・保護装置	絶縁抵抗測定	2年		
			普通点検	2年		その他各種測定	適時		
				精密点検				試験	
				精密点検				試験	

に改める。

別表第4中「1～2年」を「2年」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月 30 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第33条第1項を次のように改める。

年次有給休暇は、1日、半日（始業の時刻から休憩時間の開始時刻まで又は休憩時間の終了時刻から終業の時刻までの期間（始業の時刻から終業の時刻までの間に休憩時間が複数回ある場合にあっては、管理者が別に定める期間）をいう。以下同じ。）又は1時間を単位として与えるものとする。

第33条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は前項の規定により換算された半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数を日に換算する場合」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第4項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 半日を単位として与えられた年次有給休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとする。

第33条中第3項を第5項とし、同条第2項中「第29条」を「第29条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第23条、第24条、第29条第1項第2号並びに別表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第29条第1項第2号並びに別表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

#### 附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。